

保育サービスの受け皿整備と質の確保について

九州部会提出
説明担当 北九州市

子どもを産み育てたい人々が、子育てに生きがいを感じながら、安心して子育てができる環境を構築することは、少子化や価値観の多様化が進む現代においても普遍的な課題である。

一方、近年、女性の就業率の上昇などによる保育ニーズの急速な高まりから、施設等の整備が追いつかず、必要とする保育サービスが受けられないなど、子育てに関する様々な社会問題が発生している。

こうした中、国の「子育て安心プラン」では、2020年度末までの待機児童解消に向け取り組みを行うとしているが、保育サービスの量の拡大とあわせて、保育の質の確保も同時に進めなければならない重要な課題である。

誰もが安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向け、国においては、下記の事項について、施策の拡充等、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 保育サービスの受け皿整備に係る財政支援

- (1) 待機児童の解消に向けた施設整備を今後更に加速するため、「保育所等整備交付金」、「保育対策総合支援事業費補助金」等の施設整備に係る補助率の嵩上げ措置を継続すること。
- (2) 認定こども園の普及・移行に際し必要となる施設整備の支援にあたっては、国において責任を持って必要な財政措置を講じること。

2. 質の確保に向けた保育を担う人材の安定的な確保

保育人材を確保するためには、労働環境の改善や就業継続しやすい環境の整備など様々な観点からの対策が求められる。

特に、保育士の賃金は全産業平均と比較するといまだ低い水準にあることから、質の高い保育を提供するためにも、更なる改善措置を講じること。